

関西文化学術研究都市（京都府域） の建設に関する計画

昭和63年3月

(平成4年1月一部変更)

(平成18年3月一部変更)

(平成20年8月一部変更)

(平成25年5月一部変更)

(平成28年1月一部変更)

(平成31年4月一部変更)

(令和4年4月一部変更)

(令和7年9月一部変更)

京 都 府

目 次

序章

1	計画の意義	1
2	計画作成の方針	1
3	他の計画との関連	1
4	計画対象地域及び地域の現況	1

第1章 関西文化学術研究都市（京都府域）の建設に関する基本方針

1	都市建設の目標	3
2	都市の地域内の人口の規模及び土地利用の方針	4
3	文化学術研究地区の配置	5

第2章 文化学術研究地区の名称及び区域

第3章 各文化学術研究地区の区域内の人口の規模及び土地の利用に関する事項

1	田辺地区	9
2	南田辺・狛田地区	9
3	木津地区	10
4	精華・西木津地区	10
5	平城・相楽地区（京都府域）	11
6	普賢寺地区	12

第4章 文化学術研究施設の整備に関する事項

1	田辺地区	13
2	南田辺・狛田地区	13
3	木津地区	13
4	精華・西木津地区	13
5	平城・相楽地区（京都府域）	14

第5章 文化学術研究交流施設の整備に関する事項

1	文化学術研究交流施設の整備の方針	15
2	文化学術研究交流施設の位置	15
3	文化学術研究交流施設の機能、施設内容及び規模	15
4	文化学術研究交流施設を設置及び運営する株式会社の 名称並びに事業内容	16

第6章	周辺地区の整備及び保全に関する事項	
1	市街地の区域	17
2	農業的利用区域	17
3	緑地区域	18
第7章	公共施設、公益的施設、住宅施設その他の施設の整備に関する事項	
1	公共施設及び公益的施設の整備	19
2	住宅施設その他の施設の整備	22
第8章	その他都市建設に関する事項	
1	環境の保全	24
2	文化財の保護	24
3	地価等への配慮	24
4	防災への配慮	24
5	良好な景観の形成	25
6	人にやさしい都市づくりの推進	25

序 章

1 計画の意義

この計画は、関西文化学術研究都市建設促進法第5条第1項の規定に基づき作成したもので、関西文化学術研究都市（京都府域）の建設に関する総合的な計画となるものである。

2 計画作成の方針

この計画は、関西文化学術研究都市の建設に関する基本方針に従い、21世紀初頭を目標に定めたものであるが、都市建設の進ちよく状況その他情勢の変化に応じて、計画事項の追加又は見直しを行って変更するものとする。

3 他の計画との関連

この計画の作成に当たっては、近畿圏整備計画と調和したものとしたほか、京都地区近郊整備区域建設計画、京都府総合計画等との調和に配慮した。

4 計画対象地域及び地域の現況

この計画は、関西文化学術研究都市建設促進法第2条第1項の規定に基づき定められた関西文化学術研究都市の地域のうち、京都府域を対象とする。

(1) 面積及び人口

計画対象地域の面積は約7,370ヘクタール、人口（令和2年国勢調査等）は約11万7千人であり、京都府全体のそれぞれ1.6パーセント、4.5パーセントを占めている。人口については、文化学術研究地区の整備の進展等に応じて、増加傾向が継続している。

(2) 地理的条件

計画対象地域は、京都府南部木津川左岸の京阪奈丘陵の東部に位置する京田辺市、木津川市及び精華町にまたがる地域であり、京都、大阪両大都市とは近畿日本鉄道京都線、西日本旅客鉄道奈良線、近畿日本鉄道奈良線、同けいはんな線、西日本旅客鉄道大和路線、同片町線（学研都市線）及び京奈和自動車道、一般国道24号、同163号、同307号等で連結され、両都市からの距離は約20キロメートルから30キロメートルの至近距離にある。また、奈良市とは隣接している。

(3) 自然的条件

計画対象地域は、南北に流下する木津川とその河谷平地及びその背後の丘陵地とで構成されており、河谷平地には天井川が形成され、木津川にほぼ直交して流入している。木津川は大都市近郊にあって自然的要素を多く残している。丘陵地は標高も50メートルから150メートルと低く、比較的緩やかな勾配である。既成市街地からの可視領域となる緑地は、里山と府県界尾根の二重の構成になっている。植生は、二次林が大半であり、落葉広葉樹林が広く分布しているが、自然度の高い常緑広葉樹林が社寺林として分布している。

(4) 社会的条件

計画対象地域は、全域が都市計画区域であり、また、市街化区域が約3割を占めており、近畿日本鉄道京都線沿いや文化学術研究地区を中心に緩やかな市街化が進行中である。

計画対象地域は、木津川沿いには優良農地が分布しており就業人口に占める農業人口の割合が比較的高い地域であったが、人口の増加及び事業所数の増加に伴い、サービス業等の従業者が増加している。工業の事業所は、平均規模が小さい。商業は人口の増加に伴い、文化学術研究地区においても近年大型の商業施設の立地が進んでいる。

都市機能の整備は、文化学術研究地区の整備に合わせて順次進められてきているが、整備途上であり、整備の促進が望まれる。

本都市は、飛鳥から奈良、京都に至る日本文化発祥の中心軸上に位置しており、歴史的・文化的遺産が豊富である。

第1章 関西文化学術研究都市（京都府域）の建設に関する基本方針

1 都市建設の目標

関西文化学術研究都市（京都府域）は、大阪府域、奈良県域における関西文化学術研究都市との機能分担を図りながら、京都府及び近畿圏更には我が国の文化・学術・研究の向上、創造的な産業技術の開発による新産業の創出、経済のグローバル化に伴う世界に開かれた国際研究開発拠点としての体制構築、未来を拓く知の創造都市の形成等諸課題にこたえうる都市として計画するものである。

このような都市にふさわしい機能を総合的に確保するため、情報通信技術等を活かし、環境・エネルギーや健康・医療、交通、農業等の生活や社会に関わるシステムやサービスを快適にする持続可能な街づくりを進めるとともに、防災性の向上や歴史文化・自然環境と調和を図りつつ、地域の歴史・文化的条件等に配慮し都市が概成されるよう、次に掲げる整備等を図る。

(1) 文化学術研究施設等の整備

高度な文化・学術・研究機能の集積を図るため、文化、芸術に関する高度な研究、教育及び一般啓発等を行う施設、大学等の教育・研究施設、創造的な基礎研究、応用研究及び先端的な技術開発を行う施設、文化・学術・研究における交流、研修等の活動を推進するための機能を備えた施設、文化・学術・研究を促進・支援する情報提供施設並びに文化学術研究交流施設の充実を図る。

(2) 産業の振興

産業分野における創造的産業技術開発や新産業創出の拠点として、文化・学術・研究の成果をいかす研究開発型産業及び文化・学術・研究活動を支援する産業の育成を図り、雇用の増大に資するとともに、中堅・中小企業やベンチャー企業の育成や新産業創出機能の充実を図る。

(3) 居住環境の整備

今後の街づくりのモデルとして、環境共生や省エネルギー等の先進的な低負荷型街づくりや、高齢者等に配慮した人に優しい都市空間の形成による先導的で良好な住宅・宅地等の整備を図り、文化学術研究都市にふさわしい文化の香り高い人間性豊かで安心・安全、快適な人にやさしい居住環境を確保する。

(4) 都市機能の整備

研究・経済活動のグローバル化、高度情報化、少子高齢化等の著しい進展の中で、文化学術研究都市にふさわしい公共・公益施設、情報・通信基盤施設を含む都市機能の総合的な整備を図る。

また、住民、研究者等の利便性の確保を図るとともに、都市的サービスの向上に配慮する。

(5) 広域的な交通施設、情報・通信基盤施設の整備

近畿圏をはじめとする国内外の諸都市や研究開発拠点との連携を確保するための基盤施設を整備し、情報の受信及び発信基地としての機能を強化する。このため、総合的な都市交通体系の確立を目指して道路、鉄道等の交通施設の整備を図るとともに、高度な情報・通信基盤施設の整備を図る。

また、交通施設の整備に伴い必要となる安全施設等の整備により、利用者の安全性及び快適性の向上を図る。

本都市の建設は、学術、産業及び行政の各分野の協力を基調とし、民間活力を最大限に活用するとともに、関係市町の進める基本構想等との連携を図り、人権の保障と福祉・生活・文化の向上を目指しながら進めるものとする。

2 都市の地域内の人口の規模及び土地利用の方針

(1) 人口の規模

本都市（京都府域）の人口は、約19万人を想定する。このうち文化学術研究地区における人口は、約11万人を想定する。

(2) 土地利用の方針

本都市（京都府域）の建設に当たっては、地域の持つ豊かな歴史的、文化的遺産をいかしつつ、文化・学術・研究機能、産業機能等の多様な機能を導入するとともに、文化学術研究地区と周辺地区との調和を図りつつ計画的な整備を進める。

① 文化学術研究地区

防災性の向上、少子高齢化及び高度情報化への対応、環境への負荷の低減や自然との共生並びに周辺地区との調和に配慮しつつ、文化学術研究施設、研究開発型産業施設又は文化学術研究交流施設とともに、公共施設、公益的施設、住宅施設、その他の施設の一体的

整備を推進する。また、地区の特性に応じ、自然環境の保全を図るなど地区内の緑の確保に努めるとともに、文化学研究都市にふさわしい景観の形成に努め、良好な研究・生活環境の形成を図る。さらに、文化学研究地区の配置の特色をいかし、機能面での有機的な連携のもとに都市的サービス機能の集積する地区センターを文化学研究地区に分散して整備し、多核型の都市機能ネットワークの形成を図る。

② 周辺地区

現在の土地利用を尊重し、文化学研究地区との調和の取れた適切な都市機能の分担を図ることとし、文化学研究地区の整備に関連して必要な施設の整備、良好な生活環境の形成等を図るための事業を推進するとともに、農林業の振興及び自然環境の保全と活用を図る。

3 文化学研究地区の配置

文化学研究地区については、優良な農用地、森林等の保全を図るなど環境の保全に配慮し、田辺地区、普賢寺地区（以上京田辺市）、南田辺・狛田地区（京田辺市、精華町）、木津地区（木津川市）、精華・西木津地区、平城・相楽地区（京都府域）（以上木津川市、精華町）に配置する。

第2章 文化学術研究地区の名称及び区域

各文化学術研究地区の名称、面積及び区域は、次のとおりとする。

名称	面積	区域	
田辺地区	100ha	京田辺市興戸南鉾立・興戸地藏谷・興戸川原谷、三山木垣ノ内・三山木天神山・三山木七瀬川、多々羅都谷・多々羅七瀬川・多々羅中垣内・多々羅谷奥・多々羅新宮前・多々羅下司及び普賢寺下司・普賢寺観音谷のうち京都府知事が定める区域	
南田辺・ 狛田地区	343ha	京田辺市	同志社山手一丁目・二丁目・三丁目・四丁目、宮津中ノ谷、普賢寺池ヶ原及び水取池ヶ原の全域並びに三山木奥山田・中山田、宮津浅池・南ノ谷・北ノ谷、多々羅西平川原・駒ヶ谷及び普賢寺中島・小田垣内・公家谷のうち京都府知事が定める区域
		精華町	大字下狛小字大崩・小字大谷・小字鬼谷・小字袋谷・小字二野の全域並びに大字下狛小字大谷口・小字砂川・小字浅見原・小字市原・小字大池・小字大路・小字片山・小字鹿ヶ谷・小字下馬・小字下峠・小字鈴ノ庄・小字大福寺・小字谷峠・小字堂ヶ原・小字堂谷・小字長芝・小字二ノ谷、大字北稲八間小字大路・小字花ツラ及び大字菱田小字大谷口のうち京都府知事が定める区域

名 称	面 積	区 域
木津地区	737ha	木津川市鹿背山赤坂・鹿背山大久保・鹿背山宮ノ谷・鹿背山藪ノ浦、梅谷髯谷、州見台一丁目・二丁目・三丁目・四丁目・五丁目・六丁目・七丁目・八丁目、梅美台一丁目・二丁目・三丁目・四丁目・五丁目・六丁目・七丁目・八丁目及び城山台一丁目・二丁目・三丁目・四丁目・五丁目・六丁目・七丁目・八丁目・九丁目・十丁目・十一丁目・十二丁目・十三丁目の全域並びに鹿背山荒堀・鹿背山鎌研・鹿背山鹿曲田・鹿背山川向・鹿背山切通・鹿背山熊ヶ崎・鹿背山中切・鹿背山巾ヶ谷・鹿背山古寺・鹿背山細谷・鹿背山南谷・鹿背山柳谷、梅谷荊谷・梅谷北中ノ谷・梅谷小谷口・梅谷地藏谷・梅谷寺ノ下・梅谷中山・梅谷南中ノ谷・梅谷宮ノ谷のうち京都府知事が定める区域

名 称	面 積	区 域
精華・西木津地区	506ha	木津川市 木津川台1丁目・2丁目・3丁目・4丁目・5丁目・6丁目・7丁目・8丁目・9丁目の全域並びに吐師三ツ谷・吐師天突谷・吐師大又・吐師大谷・吐師上釜ヶ原・吐師坊ヶ谷・吐師上柏谷のうち京都府知事が定める区域
		精華町 光台一丁目・二丁目・三丁目・四丁目・五丁目・六丁目・七丁目・八丁目・九丁目、精華台一丁目・二丁目・三丁目・四丁目・五丁目・六丁目・七丁目・八丁目・九丁目及び大字南稲八妻小字堂所の全域並びに大字東畑小字荒内、大字南稲八妻小字水落・小字蔭山、大字乾谷小字谷々・小字カキノのうち京都府知事が定める区域

名 称	面 積	区 域	
平城・ 相楽地区 (京都府 域)	264ha	木津川 市	兜台一丁目・二丁目・三丁目・四丁目・五 丁目・六丁目・七丁目及び相楽台一丁目・ 二丁目・三丁目・四丁目・五丁目・六丁 目・七丁目・八丁目・九丁目の全域
		精 華 町	桜が丘一丁目・二丁目・三丁目・四丁目の 全域並びに大字山田小字中島のうち京都府 知事が定める区域

京都府知事が定める区域を示す地形図は、京都府商工労働観光部文化学術研究都市推進課並びに京田辺市役所、木津川市役所及び精華町役場に備え付け、閲覧に供する。

普賢寺地区については、整備のための条件が整った時点で区域を定める。

第3章 各文化学術研究地区の区域内の人口の規模及び土地の利用に関する事項

各文化学術研究地区の整備の方針、人口の規模及び土地利用計画は次のとおりとする。

また、土地利用計画における機能別土地利用区分は、別表のとおりとする。

1 田辺地区

(1) 整備の方針

同志社大学を中心とする大学等教育研究施設等の整備・充実を図る。

(2) 土地利用計画（別図－1参照）

南北軸の都市計画道路山手幹線をはさんで両側全域を、文化学術研究ゾーンとする。

2 南田辺・狛田地区

(1) 整備の方針

京都府立大学及び京都府農林水産技術センター生物資源研究センターを始めとする農業、バイオサイエンス系教育研究施設の集積をいかした、食関連等の様々な分野の先導的な文化学術研究施設、研究開発型産業施設等の拠点を形成するとともに、住宅施設、都市的サービス施設等の整備の促進を図る。

(2) 人口の規模

区域内の人口は、約1万9千人を想定する。

(3) 土地利用計画（別図－1参照）

地形条件等から、南田辺北、南田辺西、南田辺東、狛田西及び狛田東に区分され、南田辺北と南田辺西とにシンボリックな道路となる都市計画道路南田辺狛田中央線を配置する。

既成市街地との関連を考慮して、南田辺北の西側を除く部分、南田辺東の北側、狛田西の東側及び都市計画道路山手幹線沿いの狛田東には住宅地ゾーンを、南田辺北の西側、南田辺西の南側を除く部分、狛田西の南側、狛田東の精華下狛インターチェンジに近接した部分に文化学術研究ゾーンを配置するほか、南田辺西の南側、南田辺東の南側及び狛田西の北側に文化学術研究ゾーン、センターゾーン及び公園・

緑地ゾーンを配置する。

機能別土地利用は、文化学術研究ゾーン約 157 ヘクタール並びに文化学術研究ゾーン、センターゾーン及び公園・緑地ゾーン約 53 ヘクタール並びに住宅地ゾーン約 133 ヘクタールとする。

3 木津地区

(1) 整備の方針

主として様々な分野の先導的な文化学術研究施設、研究開発型産業施設等からなる研究開発、先端産業の拠点としての整備を推進するとともに、自然環境を活用した住宅地としての整備及び都市的サービス施設等の整備を推進する。併せて、都市部の持続的発展に必要な自然環境を再生保全する。

(2) 人口の規模

区域内の人口は、約 3 万 2 千人を想定する。

(3) 土地利用計画（別図－2 参照）

本都市の中で最大の面積規模を有しており、地形条件等から大きく木津北、木津中央、木津南及び木津東に区分され、木津中央と木津南にシンボリックな道路となる都市計画道路東中央線を配置する。

既成市街地との関連を考慮して、木津中央の北西側と中央部及び南西側、木津南の北側及び木津東の北側に住宅地ゾーンを、木津北の北西側、木津中央の北東側と南東側、木津南の南側及び木津東の北側を除く部分に文化学術研究ゾーンを、木津中央の北側中央部、木津南の西側にセンターゾーンを、木津北の北西側を除く部分、木津中央の中央部西側に公園・緑地ゾーンをそれぞれ配置する。

機能別土地利用は、文化学術研究ゾーン約 183 ヘクタール、センターゾーン約 13 ヘクタール、公園・緑地ゾーン約 150 ヘクタール並びに住宅地ゾーン約 391 ヘクタールとする。

4 精華・西木津地区

(1) 整備の方針

国際研究開発拠点としての国際交流や情報発信機能の強化に向けた文化学術研究交流施設の整備・充実を図る。また、本都市の中心地区として位置付け、これまでの中枢的な施設の集積をいかし、情報通信、環境等様々な分野の先導的な文化学術研究施設及び研究開発型産業施設等の集積を図るとともに、住宅施設、都市的サービス施設及び

自然環境をいかした公園緑地等の整備・充実を図る。

(2) 人口の規模

区域内の人口は、約 2 万 5 千人を想定する。

(3) 土地利用計画（別図－ 3 参照）

本都市の中央部に東西に約 4 キロメートルにわたり展開しており、中央部にシンボリックな道路となる都市計画道路精華大通り線を配置し、その沿道には、文化学研究ゾーン及び公園・緑地ゾーンをそれぞれ配置する。また、地区中央部には、センターゾーン並びに文化学研究ゾーン及びセンターゾーンをそれぞれ配置するほか、既成市街地との関連を考慮して、地区周辺部に住宅地ゾーンを 3 箇所分散して配置する。

機能別土地利用は、文化学研究ゾーン約 157 ヘクタール、センターゾーン約 21 ヘクタール、公園・緑地ゾーン約 30 ヘクタール、文化学研究ゾーン及びセンターゾーン約 4 ヘクタール並びに住宅地ゾーン約 294 ヘクタールとする。

5 平城・相楽地区（京都府域）

(1) 整備の方針

平城・相楽地区（奈良県域）と一体の文化学研究地区であり、良好な住宅地との調和に配慮しつつ、様々な分野の先導的な文化学研究施設、住宅施設、都市的サービス施設等の整備・充実を図り、本都市における複合的都市機能、情報発信機能を備えた先導的地区としての整備・充実を図る。

(2) 人口の規模

区域内の人口は、約 3 万人を想定する。

(3) 土地利用計画（別図－ 3 参照）

地区中央部を南北に通過する都市計画道路近鉄西線を骨格とし、大規模な住宅地ゾーンを配置する。また、京奈和自動車道のインターチェンジ近傍に文化学研究ゾーン、近畿日本鉄道京都線高の原駅前にセンターゾーン、それらの間に公園・緑地ゾーンを、それぞれ配置する。

機能別土地利用は、文化学研究ゾーン 11 ヘクタール、センターゾーン 11 ヘクタール、公園・緑地ゾーン 4 ヘクタール及び住宅地ゾーン 238 ヘクタールとする。

6 普賢寺地区

(1) 整備の方針

周辺の優良な農地との調和を図りながら、立地条件をいかした農業系等の試験研究施設等の整備を図る。

なお、各々の文化学術研究地区は、整備の条件の整った地区から都市全体の整合性に留意しつつ、段階的に整備を進める。

第4章 文化学術研究施設の整備に関する事項

1 田辺地区

同志社大学、同志社女子大学等の立地による教育研究施設等の整備・充実を図るとともに、教育研究成果の産業化を推進する機能を備えた施設等の整備・充実を図る。

2 南田辺・狛田地区

教育・研究施設をはじめとして、創造的な基礎研究、応用研究を行う施設、文化・学術・研究における交流、研修等の活動を推進するための機能を備えた施設等の整備や機能の維持を図る。

このため、各分野における民間研究施設等の整備を図るとともに、植物工場をはじめ新たな産業創出のための産学公連携研究の中核となる京都府立大学精華キャンパスの産学公連携研究拠点施設や附属農場、農産物の優良品種の育成や耐病作物への改良等に関する研究を行う京都府農林水産技術センター生物資源研究センター等の整備・充実を図る

3 木津地区

主として様々な分野の先導的かつ創造的な基礎研究、応用研究、先端的な技術開発を行う施設、文化・学術・研究における交流、研修等の活動を推進するための機能を備えた施設等の整備を図る。

このため、各分野における民間研究施設等の整備を図るとともに、光量子科学研究等を行う量子科学技術研究開発機構関西光科学研究所、次世代の農業技術の開発と実証等を行う京都大学大学院農学研究科附属農場等の整備・充実を図る。

4 精華・西木津地区

創造的な基礎研究、応用研究を行う施設、文化、芸術に関する高度な研究、教育、一般啓発等を行う施設、文化・学術・研究における交流、研修等の活動を推進するための施設、文化・学術・研究を支援する情報提供施設等の整備・充実を図る。

このため、国際高等研究所、情報通信研究機構ユニバーサルコミュニケーション研究所、国際電気通信基礎技術研究所、地球環境産業技術研究機構をはじめ、各分野における民間の研究施設、研修施設等の整備・充実を図るとともに、国立国会図書館関西館をはじめ文化、学術に係る

情報発信、研修等を行う施設の整備・充実を図る。

なお、けいはんなオープンイノベーションセンターについては、イノベーションの創出を強力に推進する拠点施設として、多彩な研究開発プロジェクトの展開を図る。

5 平城・相楽地区（京都府域）

周辺の住宅地との調和を図りつつ、応用研究及び先導的な技術開発を行う民間研究施設等、これらに関連する交流、情報発信等の機能を備えた施設等の整備・充実を図る。

第5章 文化学術研究交流施設の整備に関する事項

1 文化学術研究交流施設の整備の方針

文化の発展、学術の振興並びに研究開発に係る交流及び共同研究を推進するとともに、国際的、学際的、業際的な共同研究を企画、支援するため、文化学術研究交流施設の整備・充実を図る。

本施設の整備は、都市建設の進捗状況に応じて段階的に進めることとする。

2 文化学術研究交流施設の位置

精華・西木津地区センターゾーン（京都府相楽郡精華町光台）

3 文化学術研究交流施設の機能、施設内容及び規模

(1) 機能

① 交流促進機能

都市内外の研究者、企業等又は市民に専門的、啓発的な文化・学術・研究交流の機会と場を提供するとともに産学公連携・新産業創出を支援する。

② 研究促進機能

研究者等の研究・開発に係る活動の企画から実施について支援する。

③ 教育研修機能

研究・開発及びその関連活動について、教育・研修の機会と場を提供する。

④ 情報提供機能

文化・学術・研究に係る情報を提供する。

⑤ サポート機能

上記①～④の機能に関連して必要となる翻訳、印刷、研究関連機器等の販売・リース等のサービスを提供する。

(2) 施設内容

(1)の機能を確保するため、第1期事業に係る主な施設として、研究交流サロン、研究支援センター、ラボ（貸研究室）、研究情報センター、新産業創出・交流センター、セミナー室及びセミナー宿泊室を整備する。

なお、本施設と同一敷地内に立地する、国際会議場、展示場等を備

えたコンベンション施設については、本施設との一体的な利用に向けた整備・充実を図る。

(3) 規模

第1期事業として、延べ面積約3万平方メートルを整備する。

4 文化学術研究交流施設を設置及び運営する株式会社の名称並びに事業内容

(1) 名称

株式会社けいはんな

(2) 事業内容

- ① 文化の発展、学術の振興並びに研究開発に係る交流及び共同研究を推進するための施設の建設及び運営
- ② 文化の発展、学術の振興並びに研究開発に係る交流を推進するために必要な事業
- ③ 国際的、学際的、業際的な共同研究を企画、支援するために必要な事業
- ④ 文化・学術・研究に関する普及・啓発のために必要な事業
- ⑤ 文化・学術・研究活動に必要な情報を提供するために必要な事業
- ⑥ 文化・学術・研究活動を支援するための施設の建設及び運営
- ⑦ その他文化学術研究交流施設の目的を達成するために必要な事業

第6章 周辺地区の整備及び保全に関する事項

文化学術研究地区の周辺に位置して、これと密接に関連する周辺地区は、現在の土地利用を尊重し、文化学術研究地区との調和の取れた適切な都市機能の分担を図ることとし、文化学術研究地区の整備に関連して必要となる施設の整備、農林業の振興及び自然環境の保全と活用を図る。

1 市街地の区域

- (1) 文化学術研究地区の整備に関連して必要となる施設の整備方針

既に市街地を形成あるいは市街地が予定されている市街地の区域においては、良好な生活環境の形成に必要な道路、交通安全施設等、河川、公園、緑地、水道、下水道等の施設の整備を図る。

- (2) 文化学術研究地区の整備に関連して整備が必要となる地区の整備方針

文化学術研究地区の整備に伴い整備が必要となる次に掲げる駅前地区については、交通拠点及び商業拠点として、駅前広場のほか商業機能等も含めた整備を図るものとする。

- ① 三山木駅（近鉄）・JR三山木駅前において、商業・業務機能等の整備を含む市街地整備を促進する。
- ② 狛田駅（近鉄）・下狛駅（JR）前の整備を図るとともに、商業・業務機能の整備を含む市街地整備を促進する。
- ③ 木津駅（JR）前の整備を図るとともに、商業・業務・公共公益機能の整備を含む市街地整備を促進する。

- (3) 文化学術研究地区に隣接する地区の整備方針

文化学術研究地区間又は文化学術研究地区と既成市街地との中間に位置し、今後の都市化の進行に伴い計画的な市街地整備の検討が必要となる区域においては、農林業との調整等を行い、整備計画の具体化を図り、段階的、計画的な整備の推進を図る。

2 農業的利用区域

優良な農用地が存在し、あるいは農用地として利用することが適当な農業的利用区域においては、生産性の高い農業の基礎条件を整備するため、農業用水の確保及び水管理の高度化を図り、農業農村整備事業をはじめとする農業関係施策を総合的、効率的に推進し、都市近郊型農業としての振興を図る。

また、既存集落区域においては、現在の土地利用を尊重しつつ、集落

内道路、農業集落排水施設等の整備、良好な農村的環境の保全等を進め、生活環境の質的な充実を図りながら、当区域の有している自然環境に恵まれた良好な環境を保全活用し、文化学術研究地区と調和のとれた地域環境の創出を目指す。

3 緑地区域

緑地区域においては、生物多様性に配慮しつつ、丘陵山麓部の里山景観など本都市にふさわしい自然環境の保全とその活用を図ることとし、特に、森林については、国土の保全、生活環境の保全・形成等の機能を高度に発揮させるため、整備・保全を図る。

第7章 公共施設、公益的施設、住宅施設その他の施設の整備に関する事項

防災性の向上、住民や研究者の利便性の向上、環境への負荷の低減及び自然との共生並びに知の創造都市の形成等に配慮しつつ、次の施設の整備を図る。

1 公共施設及び公益的施設の整備

(1) 交通施設

高次に集積する文化・学術・研究、居住、産業等の諸機能に対応して、都市内の土地利用計画と整合性を保ちながら、総合的な都市交通体系の形成を目指し、次のとおり整備を図る。

① 広域交通施設

関西国際空港、大阪国際空港、国土幹線軸、近畿圏の主要都市及び研究開発拠点等との連絡の強化を図るため、関西国際空港から1時間、京都・大阪・奈良へ30分の実現に向け次の方針に基づき所要の施設整備を進める。

ア 道路

地域高規格道路学研都市連絡道路（国道163号）、高規格幹線道路京奈和自動車道（京奈道路）の整備を進めるとともに、隣接地域において新名神高速道路及び都市計画道路城陽井手木津川線の整備を促進する。

イ 鉄道

北陸新幹線が京田辺市（松井山手）附近を経由することにとともに、その整備促進を図るとともに、西日本旅客鉄道奈良線・片町線（学研都市線）等既存路線の速達性の向上と輸送力の増強を図る。また、将来の輸送需要の動向等を勘案しつつ、近畿日本鉄道けいはんな線学研奈良登美ヶ丘駅から、同京都線高の原駅や新祝園駅への延伸整備について検討を進める。

② 地域交通施設等

文化学術研究地区相互の連携、周辺地区の調和ある発展及び都市と広域交通施設との接続を図るため、景観・安全等に配慮した幹線道路、補助幹線道路、駅前広場等の整備を進めるとともに、文化学術研究地区内の幹線道路網の整備を進める。

また、バス輸送網、駐車場、交通安全施設等の整備を進める。さ

らに、道路の整備とあわせて電気、ガス、水道等の共同収容空間となる共同溝や電線共同溝等の整備を推進する。

ア 幹線道路、補助幹線道路

一般国道 307 号、府道生駒井手線、同枚方山城線、都市計画道路山手幹線等の整備を進める。

また、都市計画道路精華大通り線、東中央線、南田辺狛田中央線等の文化学術研究地区内のシンボリックな道路については、広幅員道路を整備する。

本都市の道路は、ゆとりのある道路空間を創出し、緑豊かな自転車道、歩行者道の整備を進める。

さらに、文化学術研究地区間を接続する連絡道路の整備について検討を進める。

イ 駅前広場等

大量輸送機関とバス輸送網等との緊密な連絡を図り、交通機関相互の連続性を確保するため、三山木駅（近鉄）・JR三山木駅、狛田駅（近鉄）・下狛田（JR）、新祝園駅（近鉄）・祝園駅（JR）、山田川駅（近鉄）、木津川台駅（近鉄）及び木津駅（JR）の駅前広場、バスターミナル等の整備・充実を進める。

ウ バス輸送網

輸送需要に対応し、文化学術研究地区間や文化学術研究地区と主要駅を結ぶ公共輸送手段として、連節バスの導入をはじめ、新しい公共交通システムやコミュニティバスも含めたバス輸送網の整備・充実を進める。

エ 駐車場

商業機能の活性化、道路の交通機能の確保等のため、駐車場の整備を図る。

オ 交通安全施設等

都市内の安全、円滑な道路交通を確保するため、交通安全施設等の整備を進める。

(2) 水資源開発施設

都市建設に伴う人口の増加及び文化学術研究施設等の立地による水需要に対応するため、比奈知ダムや既存水源等により水資源を確保する。

(3) 水道、下水道

① 水道

都市建設に伴う人口の増加及び文化学術研究施設等の立地による水需要に対応するため、京都府水道用水供給事業の拡充整備を行うほか、京田辺市営水道、木津川市営水道及び精華町営水道の整備を進める。

② 下水道

都市建設に伴う人口の増加に対処するとともに、公共用水域の水質保全、浸水の防除等を図るため、流域下水道（木津川・木津川上流）及び流域関連公共下水道（京田辺市・木津川市・精華町）の整備を進める。

(4) 国土保全施設

今後の気候変動の影響により懸念される、水災害の更なる激甚化・頻発化や都市建設に伴う河川の流量増に対処し、流域の治水安全度の確保を図るため、一級河川防賀川、同普賢寺川、同煤谷川、同大井手川等の河道改修を進め、木津川本川の河道改修並びに上流ダム群等の治水施設の整備を国と連携して進める。あわせて、雨水貯留、浸透工法等の流出抑制策を積極的に導入し、流域のあらゆる関係者が共同して対策を行う「流域治水」の推進を図る。

また、河川空間は貴重なオープンスペースであることから、親水空間の創出等良好な河川環境の整備を図る。

さらに、土砂災害を防止するため、砂防指定地等の良好な管理を図るとともに、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所等の整備を行うことにより、土砂災害対策の推進を図る。

保安林については、国土の保全等公益目的の達成に支障が無いよう適正な管理を図り、山地災害危険地についても災害対策の積極的な推進を図る。

(5) 公園・緑地

木津川及び府県界に存在する緑地は、基幹的なオープンスペースとして本都市の一体性に資するため保全を図る。また、景観的、歴史的、文化的特性を取り入れたレクリエーション地として整備を図る。

さらに、精華・西木津地区に、本都市建設を記念し、国際・地域・文化交流の場を提供するけいはんな記念公園を、木津地区に、鹿背山城跡を中心とした公園・緑地を整備するほか、良好な住環境を確保するため、都市基幹公園、住区基幹公園及び緑地の整備・保全を図る。

(6) 廃棄物処理施設

ごみ減量や資源リサイクルを進めるためのリサイクル関連施設を整

備する。また、木津北において、ごみ処理施設の整備を図る。

(7) 教育施設、厚生施設及び行政サービス施設

都市内の人口定着に対応して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の教育施設、保育所、病院等の厚生施設及び警察施設、消防防災施設、郵便施設等の行政サービス施設の整備を進める。

(8) 文化施設及び商業施設

都市内の人口定着に対応して、特性に応じたセンター地区を整備し、文化施設及び商業施設の積極的導入を図る。

(9) スポーツ・レクリエーション施設

都市住民が健康で充実した生活を送れるよう、広範なスポーツ・レクリエーション施設の整備を図る。

(10) 情報・通信基盤施設

高度な文化・学術・研究等の活動を支援するとともに、高水準の都市生活を確保するため、本都市内及び本都市と他の地域を結ぶ情報・通信基盤の整備を図り、高度な情報・通信体系を形成する。

(11) 都市エネルギー供給施設

文化・学術・研究等の活動、住民生活その他の都市活動に必要なエネルギー需要に対応するため、都市景観に配慮し、省資源、環境負荷の低減に配慮したエネルギー供給施設の整備を進める。

なお、都市内における電線類の地中化に努めるとともに、文化学術研究地区内の送電線については、開発に際して地中化するなど、景観の保全、土地利用の効率化、安全性等の確保に努める。

2 住宅施設その他の施設の整備

(1) 住宅施設の整備

本都市においては、文化・学術・研究等の活動を行う施設の整備を図るとともに、環境共生、安心・安全、バリアフリー等に配慮し、多様なライフスタイルが実現できる良好な環境を有する住宅・宅地の整備を進める。また、防犯灯の設置など防犯に配慮する。

住宅・宅地は、職住近接に配慮しながら、文化学術研究地区内と周辺地区の既存集落・市街地等と相互に補完しつつ、一体的なコミュニティを形成するように配置する。

多様な家族形態、活動形態を有した居住者を想定した新しい住環境形成に向けて、住宅地構成の1次生活圏として6,000人から1万2,000人程度の幅のある人口規模の単位を居住区として設定する。シ

ンボル的な道路の沿道等では、居住者の就業機会の増大及び都市機能の増進等を図るため、商業施設・業務施設等との複合的土地利用形態を誘導する。

文化学術研究地区レベルのまとまりの2次生活圏では、居住区内では持ち得ない都市施設を整備するとともに、周辺住民との施設の共同利用を配慮した施設配置を行う。

(2) その他の施設の整備

文化・学術・研究等の活動を行う施設の整備とともに、各文化学術研究地区の特性に応じて文化・学術・研究の成果をいかす研究開発型産業施設の整備を図る。また、文化・学術・研究活動を支援する産業施設のほか、今後の都市活動の重層化、多様化に対応する教育・健康・情報産業等の新しい都市型産業施設の整備を図る。

第8章 その他都市建設に関する事項

1 環境の保全

都市建設に当たっては、京都府環境基本計画の基本理念に基づく各種施策の取り組みや環境影響評価の実施などにより、環境保全に配慮した京都議定書誕生の地にふさわしい脱温暖化社会と循環型社会、自然共生社会を目指す。

関係法令等に基づく発生源対策等による大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、地盤沈下及び土壌汚染の公害の防止を図り、環境基準の維持達成に努め、各種施策の実施を図る。

主要幹線道路沿道における環境保全を図るため、必要に応じて、道路整備や沿道土地利用における総合的な環境保全施策の実施を図るとともに、監視測定体制の整備等を行う。

都市建設に伴う公共用水域の水質汚濁を防止するため、生活排水処理施設の整備として、下水道の整備促進、下水道整備計画との整合のとれた合併処理浄化槽の設置促進等を行うとともに、排水規制及び総量規制の徹底、監視体制の整備等を行う。また、化学物質による地下水汚染等の未然防止を図る。

2 文化財の保護

都市建設に当たっては、鹿背山城跡等の貴重な文化財については保存を図りながら、開発事業と文化財保護との調整をはじめ、遺跡、史跡等の保護に十分配慮する。

3 地価等への配慮

都市建設に当たっては、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るなど適切な土地対策を進める。

4 防災への配慮

国土保全施設、交通・通信基盤及び防災拠点施設の整備推進並びに公共施設、建築物の耐震性の確保等により、地震、風水害等の災害に強い都市の形成に配慮する。特に開発行為に伴う雨水流出量の増加については、下流地域の浸水被害が生じないように、災害からの安全な京都づくり条例に基づく重要開発調整池の設置等を行う。また、広域的な連携として確立された災害応急体制により災害に対応する。

5 良好な景観の形成

都市建設に当たっては、建築物、広告物等については、建築協定、地区計画、景観計画等を活用することにより街並みの調和を図り、都市の沿道景観を整備する。

また、公共施設や公共建築物をはじめ主要な施設については、都市景観に配慮した整備に努め、都市の景観整備の目標を明らかにすることなどにより良好な都市景観の形成を目指す。

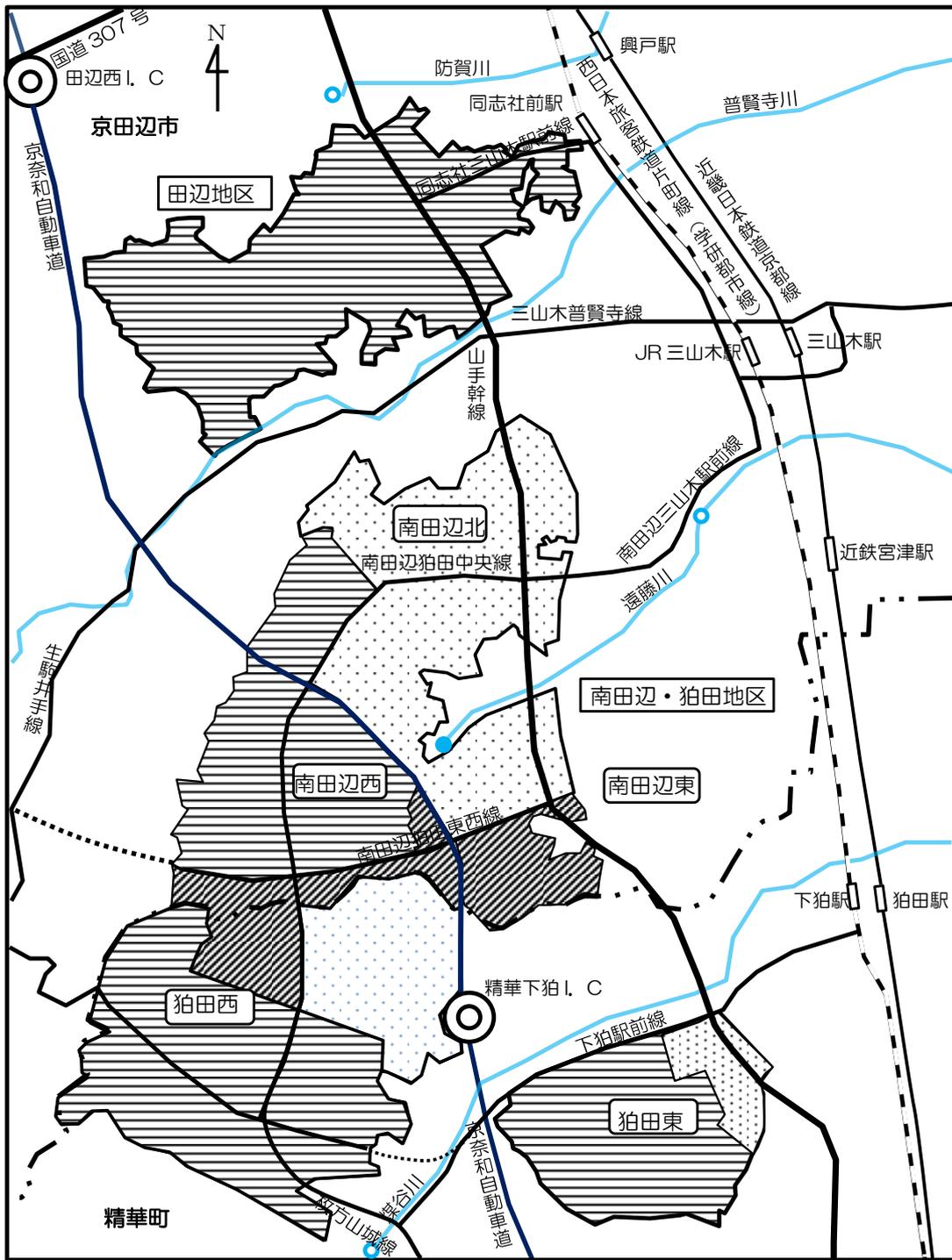
6 人にやさしい都市づくりの推進

都市建設に当たっては、高齢者、身体障害者等の利用を十分配慮した都市づくりを目指す。

別表

機能別土地利用区分	整備内容
文化学術研究ゾーン	主として、文化学術研究施設の集積、研究開発型産業、文化・学術・研究活動を支援する産業の振興を図るべきゾーン
住宅地ゾーン	主として、文化学術研究都市にふさわしい人間性豊かな快適な住居空間を確保するため、良好な住宅・宅地等の整備を図るべきゾーン
センターゾーン	主として、センターゾーンにふさわしい文化学術研究施設、文化学術研究交流施設、都市的サービス施設その他の施設を計画的に整備し、本都市のセンター地区又は文化学術研究地区のセンター地区として整備すべきゾーン
公園・緑地ゾーン	一定規模以上の公園・緑地等を整備すべきゾーン

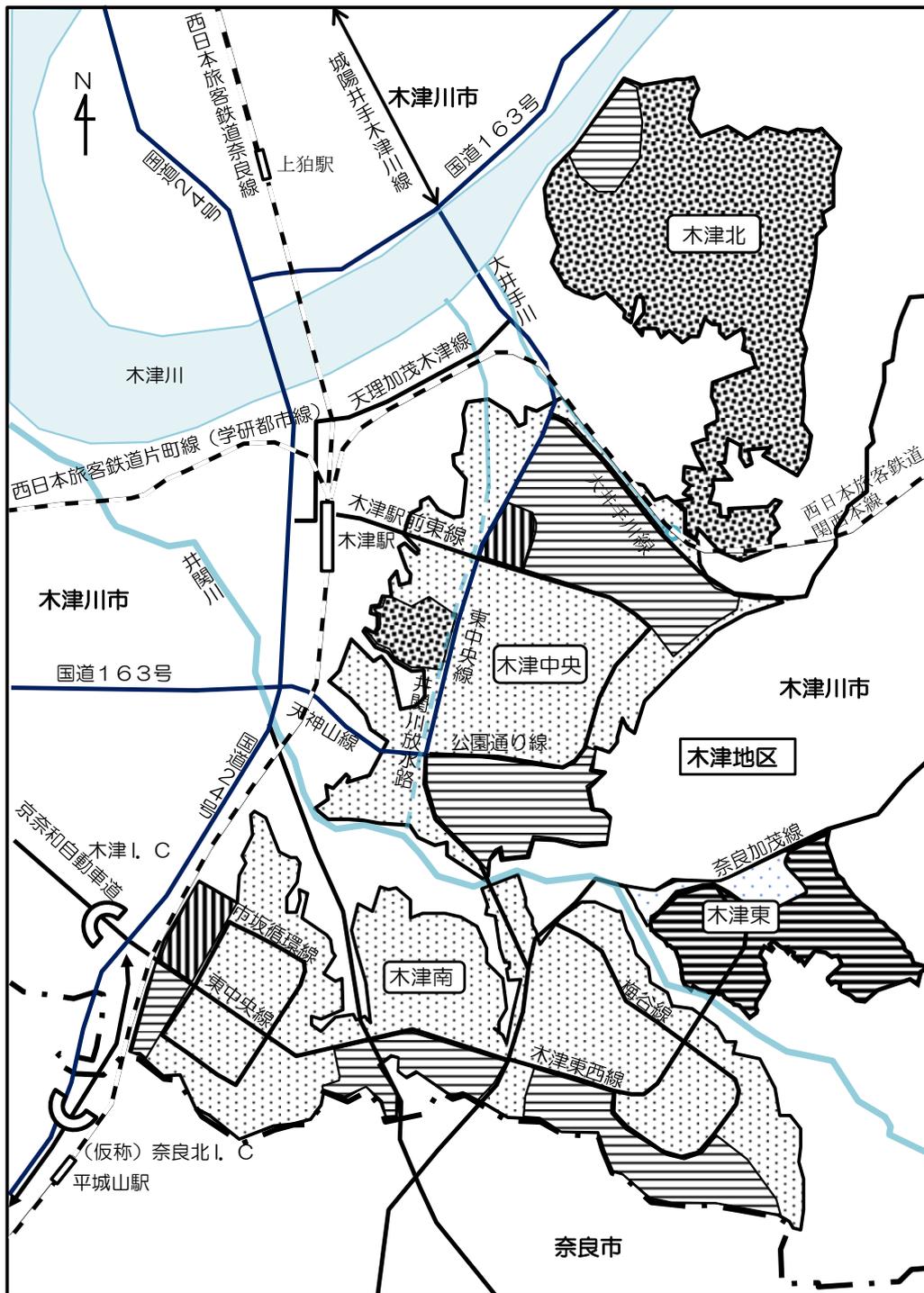
別図 - 1



<凡例>

	文化学研究ゾーン
	文化学研究ゾーン
	センターゾーン
	公園・緑地ゾーン
	住宅地ゾーン

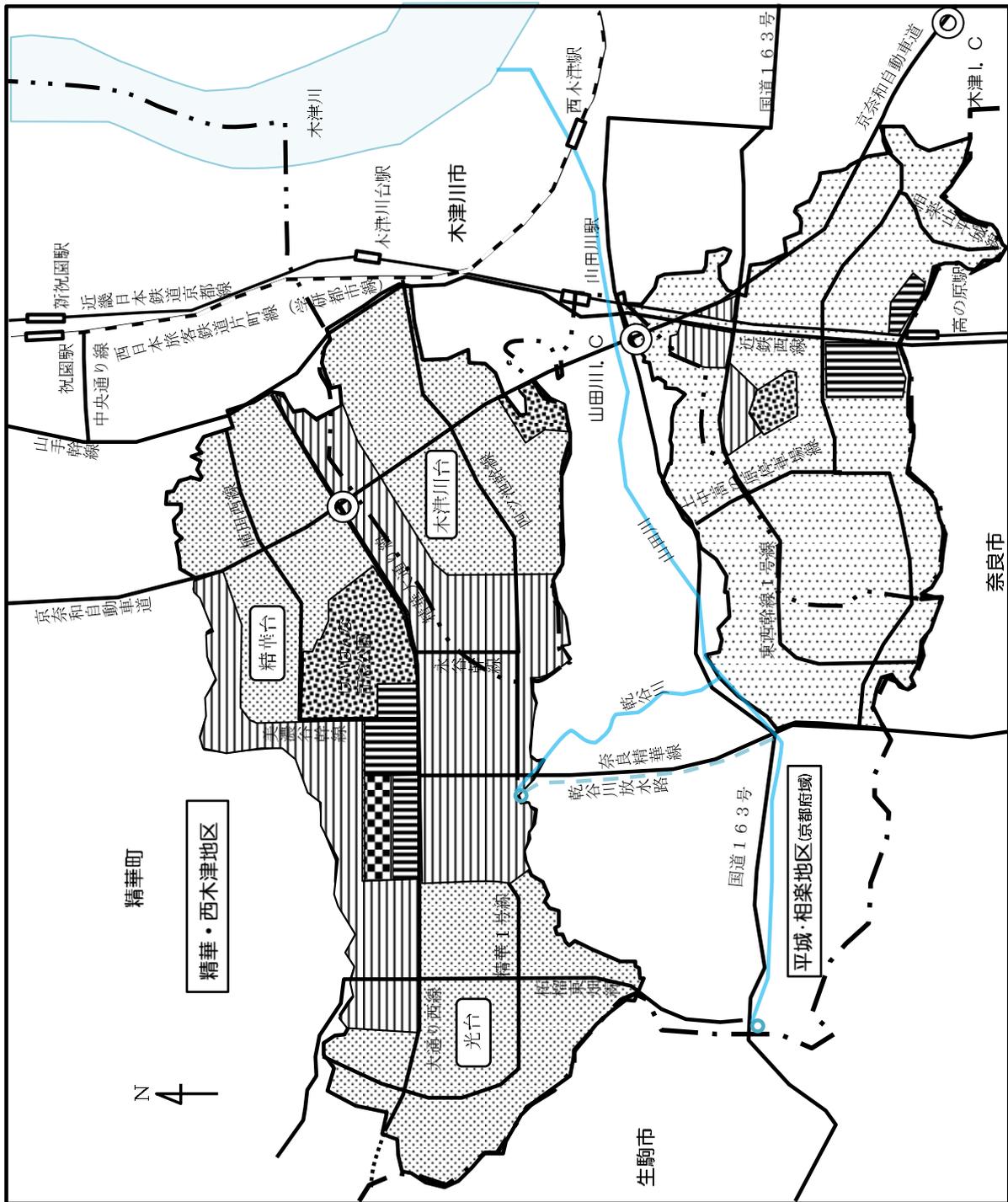
別図－2



< 凡例 >

	文化学研究ゾーン
	センターゾーン
	公園・緑地ゾーン
	文化学研究ゾーン
	センターゾーン
	公園・緑地ゾーン
	住宅地ゾーン

別図 - 3



<凡例>

	文化学研究ゾーン
	センターゾーン
	公園・緑地ゾーン
	文化学研究ゾーン センターゾーン
	住宅地ゾーン